障害のある方

障害のある方が利用できる各種サービスや利用方法などをまとめた「障害者福祉のしおり」を発行しています。

障害者福祉課などで配布している他、区ホームページでもご覧いただけます。

手　当

障害のある方の手当

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害または精神障害などにより、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童を監護する父母または養育者に支給します（所得制限などあり）。

問　障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546) 5389　FAX（3248）1322

特別障害者手当

20歳以上で、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害またはこれらと同程度の疾病・精神の障害がある方に支給します（所得制限などあり）。

問　障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546) 5389　FAX（3248）1322

障害児福祉手当

20歳未満で、おおむね身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度またはこれと同程度の疾病・精神の障害がある方に支給します（所得制限などあり）。

問　障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546) 5389　FAX（3248）1322

心身障害者福祉手当

原則申請時に65歳未満で、身体障害者手帳3級以上、愛の手帳4度以上、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方に支給します（所得制限などあり）。

問　障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546) 5389　FAX（3248）1322

重度心身障害者手当

申請時に65歳未満で、心身に重度の障害がある方に支給します（所得制限などあり）。

問　障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546) 5389　FAX（3248）1322

◎他に児童育成手当、児童扶養手当もあります（P19参照）。

暮らし

ふとん乾燥・丸洗いサービス

65歳未満で、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上または精神障害者保健福祉手帳2級以上の方が寝たきりの状態にある場合にふとんを年10回乾燥し、年各1回丸洗いおよび水洗いします（利用条件あり）。

問　障害者福祉課相談支援係
☎(3546) 6032　FAX（3248）1322

理美容サービス

65歳未満で、下肢または体幹機能障害で身体障害者手帳1級、愛の手帳1度または精神障害者保健福祉手帳2級以上のため、外出が困難な方は、年6回まで自宅で理容師・美容師の出張サービスが受けられます。

問　障害者福祉課相談支援係
☎(3546) 6032　FAX（3248）1322

紙おむつなどの支給

3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上または精神障害者保健福祉手帳2級以上の方が、寝たきりまたは失禁状態にある場合に、月150枚を限度に紙おむつを支給します。ただし、入院中で病院が指定するおむつ以外使用できない方には、月7,000円を限度におむつ代を助成します（利用条件あり）。

問　障害者福祉課相談支援係
☎(3546) 6032　FAX（3248）1322

補装具費の給付など

身体障害者手帳をお持ちの方に、眼鏡、補聴器、義手、義足、車いすなどの補装具費および修理費を給付します（区民税課税状況に応じ、自己負担あり）。

問　障害者福祉課相談支援係
☎(3546) 6032　FAX（3248）1322

緊急通報システム

1 人暮らしなどで、身体障害者手帳 2 級以上の方や難病患者の方の生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を設置しています。

問　障害者福祉課相談支援係
☎(3546) 6032　FAX（3248）1322

家具類転倒防止器具の取り付け

身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者および肢体不自由 4 級以上の方が属する世帯、または、愛の手帳 3 度以上の方が属する世帯、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の方が属する世帯に、家具類転倒防止器具を 1 世帯 4 個まで取り付けます。

問　障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546) 5389　FAX（3248）1322

福祉タクシー利用券の給付（自動車燃料費助成）

歩行困難で次の障害がある方に、タクシー券を年 1 回給付します。また、自動車燃料費実費を助成します（タクシー券との選択制）。

- 身体障害者手帳
  - ・下肢、体幹　3 級以上
  - ・内部、視覚　2 級以上
  - ・脳性麻痺または進行性筋萎縮症
- 愛の手帳　2 度以上
- 精神障害者保健福祉手帳　1 級

いずれも給付額は年 12,000 円～ 48,000 円分

問　障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546) 5389　FAX（3248）1322

介　護

居宅で受ける障害福祉サービス

障害者・難病患者などで、居宅で日常生活を営むのに支障がある場合、障害福祉サービスなどの支給申請を行い、支給決定後、事業者と直接契約を結びサービスの提供を受けます。サービスによっては、審査会で障害支援区分を判定し、区が認定を行います。

問　障害者福祉課相談支援係
☎(3546) 6032　FAX（3248）1322

在宅重度障害者介護者慰労事業

重度障害者（特別障害者手当または重度心身障害者手当の受給者）を在宅で介護している方に、旅行券、食事・マッサージ共通券（それぞれ 1 万円単位）の中から希望により組み合わせ、合計 3 万円分を年 1 回給付します。

問　障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546) 5389　FAX（3248）1322

施　設

施設に入所または通所して受ける障害福祉サービス

施設に入（通）所を希望される方は、障害福祉サービスの支給申請を行い、支給決定後、施設と直接契約を行ってサービスの提供を受けます。

なお、サービスによっては、審査会で障害支援区分を判定し、区が認定を行います。

問　障害者福祉課相談支援係
☎(3546) 6032　FAX（3248）1322

障害のある子どもを対象とした通所サービス（障害児通所支援）

障害のある児童、または児童相談所や医師などにより療育の必要性が認められた児童について、通所サービスなどの支給申請ができます。支給決定後、事業所と直接契約を結びサービスの提供を受けます。

問　障害者福祉課相談支援係
☎(3546) 6032　FAX（3248）1322

レインボーハウス明石

18 歳以上の知的障害者を対象に、居住の場を提供し、日常生活における支援などを行うことで本人の自立促進を図る知的障害者生活支援施設です。

また、この施設では、小学生以上の障害者（児）の短期入所や日中一時支援なども行っています。

問 レインボーハウス明石

☎(6226) 1099　FAX（3546）9082

福祉センター

障害のある方が地域社会で自立した生活を営めるよう、相談、生活介護、就労継続支援（B 型）、地域活動支援センターなどの事業を行っています。また、講習・講座の実施および自主活動の場を提供するなど、障害のある方の福祉の増進を図る他、就職することが困難な方向けに仕事の提供および内職のあっせんを行っています。

問 福祉センター管理係・支援係

☎(3545) 9311　FAX（3544）0888

基幹相談支援センター

障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種別や年齢に関わらず、さまざまな相談に対応しています。

問 基幹相談支援センター

☎(6264) 3957　FAX（6264）3958

地域活動支援センター「ポケット中央」

精神疾患や精神障害のある方やその家族が気軽に相談できる場と安心して過ごせる居場所を提供しています。

問 ポケット中央

☎(3541) 1021　FAX（3541）1022

子ども発達支援センター「ゆりのき」

発達障害の有無にかかわらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげるとともに、適切な療育を実施する拠点として、子どもと保護者の福祉の増進を図っています。

問 子ども発達支援センター発達支援係

☎(3545) 9844　FAX（3545）9660